がんになっても自分らしく生活するためにがん治療による脱毛にお悩みの方へウィッグの購入・レンタル費用を助成します

上限 3万円

伊達市 がん患者アピアランスサポート事業

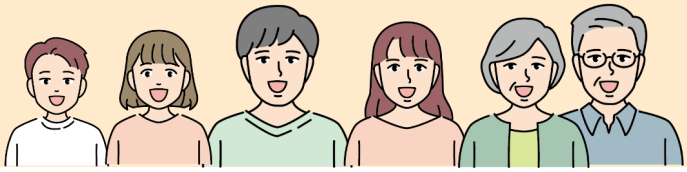

○対象者

①～④すべてにあてはまる方

① 伊達市に住民票がある

② がんと診断を受け、治療をしたことがある

③ 抗がん剤治療等の副作用によって脱毛がある

④ 5年以内に同様の助成を受けていない

○ 助成対象

○ウィッグ、毛つき帽子、装着用保護ネット

○ウィッグ製作費（サイズ調整やカット代を含む）

○ウィッグのレンタル料金

↓

3万円の上限額に達するまで何度でも申請が可能です

○申請方法

郵送でも可

○申請書類を市健康推進課に提出してください。

※事業者への受領委任払いを希望する場合は、事前にお問合せください。

○申請期間は令和6年4月1日以降に購入した日（レンタル開始日）から1年以内です。

○必要書類

ダウンロード先

○助成金交付申請書

○がん治療を受けていることを証明する書類

（治療方針計画書・診療明細書など）の写し

○ウィッグなどの購入金額がわかる書類

（日付・氏名・金額内訳・事業者の名称及び住所が記入されている領収書など）

または見積書（受領委任払いの場合）

健康推進課 地域保健係（平日8：45～17：30）

〒052-0021 伊達市末永町39-8　伊達市保健センター　☎ 0142-82-3198

アピアランスって？

市ホームページ

アピアランスは外見または見た目のことをいいます。

がん治療による見た目の変化は身体・心理的な負担だけではなく、「外出をためらう」「社会復帰を先延ばしにする」といった問題も引き起こします。がんとの共生にはアピアランスケアが重要です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。